

「東ふ頭交流施設」の指定管理者の指定について

「東ふ頭交流施設」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 東ふ頭交流施設

2 募集期間 非公募

非公募とした理由：P F I法による施設整備を行い、一定期間施設の管理運営を行う者が既に決まっているため

3 指定管理者として指定した団体

団体名： GOOD LIFE ISLAND合同会社

住 所： 酒田市飛島字勝浦乙 132 番地 19 号

4 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、学識経験者の外部有識者を含む計6名で構成）において次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評価及び各評価結果の集計
- ・ 評価結果を参考に総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

5 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ・ 申請者の経営モラルは適切か。
	収支計画の適確性及び実現の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・ 収支計画は実現可能なものか。 ・ 業務遂行のための適切な積算となっているか。
	施設の維持管理の適確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・ 県が求める維持管理の基準に合致しているか。
	労働法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働関係法令は遵守しているか。 ・ 最低賃金は遵守しているか。
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさに配慮しているか。 ・ 使用承認手続きや利用調整方法等が、平等に利用できる仕組みになっているか。
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な維持管理を図ることなどにより、管理経費の節減は図られているか。
	サービス向上を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス向上のための取組内容は適切か。 ・ 留意事項（仕様書）で示した内容への提案として適切か。 ・ 施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。 ・ 自主事業の企画内容は、サービスの向上を一層図るものか。
	施設の維持管理の内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の内容（実施回数、箇所等）は適切な計画となっているか。 ・ 施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。
	利用者の増加を図るための具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用拡大の取組内容は十分か。 ・ 広報計画の内容は適切か。 ・ 具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等。 ・ 地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。

IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制（人数・配置体制）は十分か。 ・責任の所在は明確か。 ・有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・職員の採用、確保方策は適切か。 ・職員の育成、研修体制は十分か。 ・外部委託の実施計画は妥当か。 ・共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。
	財務状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の財務状況は健全か。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。
V その他	利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む）は妥当か。
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。
	地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業の参画、活用や地域経済への貢献を考慮しているか。
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル・省エネ等、環境への配慮は十分か。
	県の施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。

※ 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

<ul style="list-style-type: none"> ①エコアクション21取得 ②障がい者雇用 ③子育て支援 ④ワークライフバランス表彰・男女いきいき子育て応援宣言 ⑤建設雇用改善優良事業所表彰 ⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等） ⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ ⑧山形ウーマノミクスの推進 ⑨協力雇用主としての活動 ⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む） ⑪建設産業の新3K（給料、休暇、希望）の実現に向けた取組み

6 選定理由

山形県県土整備部指定管理者審査委員会における評価結果は下記のとおりであり、この評価結果を踏まえ、「GOOD LIFE ISLAND合同会社」を指定管理者の候補者として選定した。

○選定基準Ⅰについて

- ・ 管理運営の基本方針については、施設への理解、管理運営の方針及び経営モラルが適切であると認められた。
- ・ 収支計画の適格性について、収支計画と事業計画は整合性が図られ、収支計画は実現可能と認められた。
- ・ 施設の維持管理の適格性について、施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があると認められた。
- ・ 労働関係法令を遵守していると認められた。

○選定基準Ⅱについて

- ・ 平等利用を図るための具体的な手法について、高齢者、障がい者等に配慮した取組みについての提案があり、適切であると認められた。

○選定基準Ⅲについて

- ・ 管理経費の節減について、光熱水費や維持管理費の削減に関する提案があったほか、維持管理体制が提示され、安定的な維持管理が期待できると認められた。
- ・ 施設の機能や設備を十分に活用した提案として適切であり、自主事業の企画内容は実現性が高く、サービス向上を一層図ることが期待でき、地域・関係機関等との連携が十分であると認められた。

○選定基準Ⅳについて

- ・ 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制であると認められた。
- ・ 申請者の資金状況、金融機関・出資者等の支援体制が十分であると認められた。

○選定基準Ⅴについて

- ・ 利用者要望への対応体制、防災及び緊急時の対策等が妥当であると認められた。
- ・ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みが妥当であると認められた。
- ・ 地元企業の参画や地域経済への貢献の取組みが妥当であると認められた。

以上、全ての選定基準が適切であると評価され、総合評価による審査の結果、GOOD LIFE ISLAND合同会社を指定管理者の候補者とするのが適当であると認められた。

区分	GOOD LIFE ISLAND合同会社
選定基準Ⅰ	適合
選定基準Ⅱ	○
選定基準Ⅲ	○
選定基準Ⅳ	○
選定基準Ⅴ	○
総合評価	○

(注) 各審査員は、各選定基準について、「○」か「×」で評価する。

7 指定期間 令和4年4月1日から令和24年3月31日まで

8 指定 令和3年12月県議会の議決を経て、令和3年12月21日に指定管理者として指定した。